



凍結した夢を
あたため直す
時が来たら。

がん等の治療に際して凍結保存した
卵子・精子・受精卵を使う生殖補助医療には
助成金があります



温存後生殖補助医療に対する 費用助成が始まりました

温存後生殖補助医療とは

温存後生殖補助医療とは、がん等の治療で妊娠性が低下する前に保存を行った胚(受精卵)、未受精卵子、卵巣組織、精子を使用して妊娠を目指していく治療です。

- ◇ 未受精卵子の場合、卵子の融解、受精、培養、胚移植の一連の治療が対象です。
- ◇ 卵巣組織の場合、卵巣移植後に生着した卵巣での人工授精及び体外受精から胚移植までの一連の生殖補助医療が対象です。
- ◇ 精子の場合、凍結した精子を融解して行う人工授精、体外受精及び胚移植が対象です。

対象となる治療	助成上限額 / 1回
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円(※1)
凍結した卵巣組織移植後の生殖補助医療	30万円(※1~4)
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円(※1~4)

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

注) 助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用

対象者について

妻の年齢が43歳未満の夫婦が対象です

- 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回(40歳以上である場合、通算3回)まで。ただし、助成を受けた後に出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数はリセットされます。
- 都道府県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者が対象です。
- 所得制限はありません。



助成を受けるためには、専用アプリをご自身のスマートフォンやタブレットにダウンロードし、登録する必要があります。
(FSリンク: <http://j-sfp.org/fslink/fs.html> 参照)

助成の申請について

助成を希望する方は、居住地の都道府県に申請してください。
詳細は、都道府県(事業実施主体)にお問合せください。

対象医療機関について

助成対象になる温存後生殖補助医療を実施する医療機関は、厚生労働科学研究費補助金研究班ウェブサイトでご確認ください。
<http://outcome2021.org/>



妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究促進にご協力をお願いします

妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進するために定期的に(年1回以上)患者さんの臨床情報等を収集します。
収集した情報は、日本がん・生殖医療登録システム(JOFR)のセキュリティレベルの高い国内サーバーで管理されます。
収集した情報は個人が特定されない形で妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究に利用されます。